

2004 Vol.203 2-10

発行所 習志野商工会議所
発行人 白井保彦
〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14
TEL 047 (452) 6700
FAX 047 (452) 6744

URL...http://www.narashino-cci.or.jp
Eメール...key21@narashino-cci.or.jp

商工習志野

NARASHINO CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

目次

- 1面 新春賀詞交歓会、会員増強キャンペーン、経済講演会
2面 産学官特集
3面 小規模企業共済制度改正、パートタイム助成金
4面 支援室コーナー、女性会チャリティーダンスパーティー、青年部だより
5面 あじさい共催特別企画、会議事業予定、時代のキーワード、インフォメーション
6面 あの店この工場、誌上セミナー

マルケイ融資をご利用下さい 「年利1.40%で1千万まで（1月28日現在）。無担保・無保証人」

音楽と写真で振り返る50年

新春賀詞交歓会を開催

輝かしい時代を創造する出発点

習志野市が市制を施行し、50周年という記念すべき節目の年にあたる新春賀詞交歓会（当所が企画を担当）が、1月9日（金）に習志野文化ホール（ホワイエ）にて開催され、総勢588名の市内各界各層の関係者及び市民の方々が集いました。

★習志野市の栄光と足跡をたどり：

本年は、習志野市が昭和29年8月1日に千葉市から実籾・長作・屋敷台新田の一部・東習志野地区を編入し、人口30204人をもって千葉県下16番目の市として誕生してから、50年という輝かしい節目の年を迎えます。この記念すべき節目の年にあたる賀詞交歓会は、「音楽と写真で振り返る50年」をテーマに語り合っております。

588名の来場者が市制50年の新年を祝いました



★新たな出発点 3者の誓い

オープニングは、習志野市が誕生した昭和29年に大ヒットした「高原列車」のメロディに続き、主催3団体の代表（荒木市長、白井会頭、宮島社協会長）が順番に、これまで幾多の困難を乗り越え習志野市の礎を築いてこられた先人達への感謝の意とあわせて、この節目の年を未来に向けた輝かしい時代を創造する出発点ととらえ、活力ある豊かな街づくりの実現を誓い合いました。

会員増強キャンペーン実施中

新会員さんご紹介下さい！！

私たちは今、会員・地域から親しまれ、信頼される商工会議所を目指しています。また商工会議所の事業を広く知っていただき、習志野市の発展へ貢献していく事業の基礎・基盤を固めていき、一人でも多くの商工業者の皆様にご理解をいただけるよう努力していきます。引き続き、力強い商工会議所づくりにご支援下さい。

★入会資格

習志野市内で6ヶ月以上継続して事業を営み、かつ事業所を有している商工業者であれば、規模の大小・業種にかかわらず入会資格があります。なお、習志野市内に事業所を有しない商工業者であっても特別会員として入会できます。（会費月々1,000円～）

◆電話1本で活力と安心をお届けいたします！◆

- 経営全般のご相談：専門のスタッフが最新の情報をもってご相談に応じます。
経営支援のアドバイス：専門家の派遣、商工習志野会員事業所PR社員能力の向上：研修会・講習会、各種ビジネス検定の実施、福利厚生事業の実施：各種保険や健康診断など割引料金で受けられます
ビジネスチャンス：会員交流や事業別部会等の交流事業、青年経営者や女性経営者の活躍の場として青年部・女性会を設置
金融の相談、斡旋：県・市融資制度の相談・紹介・斡旋、低利で無担保無保証人の「マルケイ融資」の取り扱い
貸しIT教室・貸し会議室：会議室・研修室・ITルーム他（会員割引有り）
問合せ 習志野商工会議所経営室 ☎ 452-6700

時代の流れを読み取る！ 経済講演会を開催します



講師の植山周一郎氏（うえやましゅういちろう）
国際経営コンサルタント・作家・翻訳家
主な著書に「バストラル」「ソニー海外ビジネス最前線」「サラリーマン金太郎勝利学」など、翻訳書に「マンビジネス」「巨大銀行の崩壊」「ヴァージン」など。

日時＝平成16年3月9日（火）午後5時30分開演～午後7時（開場午後5時）
場所＝習志野商工会議所4階大会議室 ※車でのご来場はご遠慮ください
テーマ＝「サッチャリズムが国を元気にし、ヴァージン魂が個人を元気にする！」
講師＝植山周一郎氏
参加料＝無料
定員＝100名
申込・問合せ＝住所、事業所名、氏名を明記し、郵送・FAX、メールにて習志野商工会議所中小企業支援室 齊藤まで
☎ (452)6700 メール：saitou@narashino-cci.or.jp



会員アンケート調査にご協力下さい。

「商工習志野」は再生紙を使用しています。この会報は、当所ホームページでもご覧いただけます。

URL...http://www.narashino-cci.or.jp
Eメール...key21@narashino-cci.or.jp

産学官特集

物づくりの交流窓口

日本大学生産工学部

「研究・技術交流センター」を設置し、技術相談、委託研究などにいち早く対応できる体制をとって、近隣の工業系企業要望にも応えられる体制を取っている日本大学生産工学部。

今回は機械工学科 時末研究室の研究を紹介いたします。

★時末研究室の現在の研究

研究室では、軽金属材料として脚光を浴びているアルミニウム合金およびマグネシウム合金を対象に、摩擦圧接、摩擦攪拌接合 (Friction Stir Welding: FSW) による同

種材料、異種材料の接合、摩擦

肉盛による表面改質およびその応用による機能性材料の創製、旋削、穴あけの切削機構の解明に関する研究を行っています。以下にその概要を記述します。

★摩擦圧接に関する研究

摩擦圧接は、接合する素材の一方を回転し、これにもう一方を固定して接触させ、両者の相

対運動(主として回転運動)によって発生する摩擦熱を有効に利用して接合する方法であり、機械工業で最も嫌われる焼き付き現象を有効に利用する方法です。摩擦圧接は被接合材を溶かさずに固相状態で接合を行うので、融接では困難とされている異種材料を組合せた接合が容易に行えます。摩擦圧接は、素材の一方が円形断面部材でなければならぬという欠点がありますが、工程が簡単で作業に熟練を要しない、自動化が容易なために再現性が高い、フラッシュなどを発生しないのでラインに組込める、異種材料の接合が容易であるなど、多くの利点を持っています。これらの利点を生かして、自動車、鉄道車両、産業機械、電気機器などの産業分野での適用が活発に行われています。

このテーマに関する研究題目(加藤数良教授との共同研究です)

- ・アルミニウム合金の位相制御摩擦圧接に関する研究
- ・軽金属材料摩擦圧接継手の環境強度に関する研究
- ・マグネシウム合金のスタッド摩擦圧接に関する研究
- ・アルミニウム合金/マグネシウム合金の異材摩擦圧接に関する研究
- ★摩擦攪拌接合に関する研究
- 1991年に英国溶接研究所(The Welding Institute)

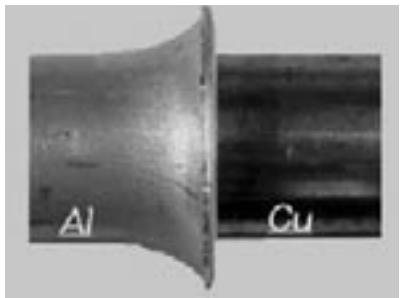
FWJ)で開発された摩擦攪拌接合は、固相状態で接合を行うので、アーク溶接、レーザー溶接に比べてひずみが極めて小さく、接合後の修正作業が不要で、品質の向上やコスト低減に大きな効果があり、板材の長手突合せ接合に適することから、鉄道車両、船舶、航空機、自動車への適用が活発に行われています。しかし、その接合機構、特に回転ツールの形状および接合条件と継手強度関係は特許などの絡みからほとんど公表されていません。このような見地から、当研究室では、継手の組織や機械的性質と組合せる素材、ツール形状および接合条件との関係、接合機構の解析を行っています。

このテーマに関する研究題目(加藤数良教授との共同研究です)

- ・マグネシウム合金の摩擦攪拌接合に関する研究
- ・異種軽金属材料の摩擦攪拌接合に関する研究
- ・アルミニウム合金/銅合金摩擦攪拌接合に関する研究
- ★摩擦肉盛に関する研究
- 摩擦肉盛は、摩擦圧接と同様に基材と回転する肉盛金属間に発生する摩擦熱を有効に利用し、基材の表面に肉盛金属を肉盛する表面改質技術です。この手法は、基材を溶融させず、希釈がほとんどなく、高速成膜が可能であり、肉盛層の金属組織の微細化、基材の熱影響部を最小にできるなどの優れた特徴を有しています。当研究室では、5052アルミニウム合金を基材に用い、これに高強度アルミニウム合金(例えばジュラ



▲FSW機



▲摩擦圧接継手

★切削に関する研究

地球環境に優しい軽金属材料の需要はますます増加の一途にあります。特に比強度、比剛性の高いマグネシウム合金は携帯型電子機器の筐体、自動車部品などへの利用が活発化しております。このような現状に鑑み、当研究室では、NC旋盤、高速精密旋盤、全自動ボール盤などを用いて各種の切削実験を行っています。

- このテーマに関する研究題目
- ・摩擦肉盛と圧延による機能性材料の創製に関する研究
- ・アルミニウム合金摩擦肉盛材の摩擦特性に関する研究
- ・摩擦肉盛によったアルミニウム合金積層板の成形性に関する研究
- ・摩擦肉盛を応用した環状表面硬化法の開発研究
- このテーマに関する研究題目
- ・アルミニウム合金の精密切削に関する研究
- ・マグネシウム合金の精密切削に関する研究
- ・マグネシウム合金ダイカストのタッピング被削性に関する研究



時末 光 (トクスイ ヒロシ)

1961年3月 日本大学工学部工業経営学科機械専攻卒業
1982年6月 日本大学工学博士 (Al-Si系合金溶湯鍛造材に関する研究)
1984年1月 日本大学教授
2000年4月 日本大学生産工学部 研究・技術交流センター長

〈担当科目〉

学 部：設計工学I及び演習、設計工学II、基礎製図、製作実習
大学院：切削工学特講

〈特 許〉

アルミニウム積層板又はアルミニウム合金積層板、並びにアルミニウム積層板又はアルミニウム合金積層板の作成方法 (特開：2003-311315)

★習志野商工会議所会員の皆様へ★

現在、生産工学部の産学交流の窓口である「研究・技術交流センター」を担当しております。技術相談、委託研究など気軽にご相談ください。内容をお聞きし学部内の適任者をご紹介します。ご連絡は、メール、ファクシミリ、電話でお願い致します。大学の敷居は決して高くありません。

～研究・大学に関する問合せ～

日本大学生産工学部機械工学科 時末研究室
住 所：275-8575 千葉県習志野市泉町1丁目2番1号
電 話：047-474-2332 FAX：047-474-2349
E-mail：tokisue@cit.nihon-u.ac.jp URL：www.me.cit.nihon-u.ac.jp

入場無料

日 時：2月24日(火) 午後6時～7時30分
会 場：習志野商工会議所4階 大会議室
定 員：130名
主 催：習志野市・習志野商工会議所
問 合 せ：習志野市役所 商工振興課
☎(451)7755

今問われる産学官連携のあり方

産業活性化講演会
講師：時末光 (トクスイ ヒロシ)

特集

小規模企業共済法の改正

知っておきたい改正点

平成15年6月18日に「小規模企業共済法の一部を改正する法律」が公布され、平成16年4月1日から改正制度がスタートすることになっております。その改正内容をお知らせ致します。詳細につきましては、中小企業総合事業団 ☎03(3433)7171 にお問い合わせ下さい。

制度改正の内容について

1・共済金等の額の変更
①共済金額規定の政令事項化
現在、小規模企業共済法に規定されている共済金額等について、資産運用環境の変化に則応できるように、政令で規定されるようになりました。
②共済金の額の変更(平成16年4月から)
今回の改正では、共済制度の長期的な安定性を確保するため、予定利率が変更(現行2.5%から1%へ)されることにより、基本共済金の額が引き下げられます。

ただし、新法施行日前(平成16年3月以前)から加入されている方の場合、改正前(平成16年3月以前)の期間分については、旧制度下での共済金の額が保証されます。
③準共済金の額(平成16年4月から)準共済金額についても、基本的に「②共済金の額の変更」と同様の取扱いとなります。
基本準共済金は改正後の基本B共済金の91%相当額に引き下げられます。(なお、下記相当額が、「改正前の基本B共済金の80%相当額」を上回

【現行】基本共済金の額(掛金月額が10,000円の場合)

Table with 4 columns: 掛金総額, A共済金, B共済金. Rows for 60, 120, 180, 240, 360 months.

【改正後】

Table with 4 columns: A共済金, B共済金. Rows for 60, 120, 180, 240, 360 months.



る場合は、当該「改正前の基本B共済金の80%相当額」となります。

Table with 2 columns: 掛金納付月数, 支給割合. Rows for 12, 84, 90, 96, 240 months.

※注1

Table with 2 columns: 掛金納付月数, 支給割合. Rows for 246, 300, 474, 480 months.

※注2

ただし、付加準共済金および改正前期間保証部分を加えた合計額がその掛金区分に係る掛金合計額を下回る場合は、その掛金合計額がその掛金区分に係る準共済金額となります。
④解約手当金の額の変更(平成16年4月から)自己都合で解約した場合などに支給される解約手当金は、掛金合計額に対して一定の割合を乗じて計算されますが、この割合が次のように引き下げられます。

※注1 240月までは、現行通りの支給割合となります。
※注2 240月以降は、6ヶ月経過することにより支給割合が0.25%ずつ上がります。
※注3 480月以降は、110%に、480月を超えると6ヶ月毎に0.25%ずつ加えた割合となります(ただし120%を上限とします)
ただし、新法施行日前(平成16年3月以前)から加入されている方の場合、平成16年4月以降の掛金納付済期間分については改正後の支給割合が適用されますが、平成16年3月以前の掛金納付済期間分については旧制度下の支給割合が適用されます。

※なお、平成16年3月31日までに共済(解約)事由が発生した場合は、現行制度に基づき共済金(解約手当金)が計算されます。
2・分割共済金の支給率の変更(平成16年4月から)
平成16年4月以降に共済金の分割支給の請求をする場合は、分割で受け取る場合の1回あたりの分割共済金額(年4回、3ヶ月ごとに支給される額)を算定するための率が引き下げられます。
【改正後の率】※αは経済産業大臣の定める率で、平成15年度中に定められます。
分割支給期間10年の場合…分割共済金の額×共済金の額×(0.0263+α)
分割支給期間15年の場合…分割共済金の額×共済金の額×(0.0180+α)

①全納減額金の減額割合の変更
掛金を前納したときに前納した月数に応じて割り引かれる前納減額金について、平成16年4月以降に前納された掛金に係る前納減額金の減額割合が、10000円分の0.9から10000分の0.9へ引き下げられます。

②短期掛金区分に係る現在、解約手当金の算定において、納付月数12月未満の短期掛金区

3・契約者貸付制度の創設・拡充(平成16年4月から実施)
①緊急経営安定貸付制度(仮賞)の新設
経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障をきたしている共済契約者の経営の安定を図るために必要な事業資金を、納付済掛金総額の範囲内で貸し付ける制度が新たに設けられます。
②既存貸付制度の拡充
・貸付限度額の引上げ。(一般貸付制度…現行700万円↓1000万円程度等)
・傷病災害時貸付けの貸付要件の緩和。
③全ての貸付制度の貸付利率の引き上げ
・一般貸付制度の貸付利率は、さらに低い利率へ。(現行3.0%↓1.5%程度)
・その他貸付制度の貸付利率は、政府系金融機関特別利率等を考慮した利率へ。

4・その他
①全納減額金の減額割合の変更
掛金を前納したときに前納した月数に応じて割り引かれる前納減額金について、平成16年4月以降に前納された掛金に係る前納減額金の減額割合が、10000円分の0.9から10000分の0.9へ引き下げられます。

②短期掛金区分に係る現在、解約手当金の算定において、納付月数12月未満の短期掛金区

分については「掛け捨て」として扱われますが、他の掛金区分が12月以上あれば掛金納付月数が12月未満の掛金区分であっても掛け捨てとはならないよう解約手当金の算定の方法が改善されます。
③資産運用責任の明確化等
小規模企業共済制度をより安全で効率的に運用するため、中小企業総合事業団は資産運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用することが義務づけられます。また、事業団役員は法令遵守・忠実義務などが規定され、資産運用責任の明確化が行なわれます。

パートタイム助成金とは
パートタイムの雇用管理の改善のための計画を作成し、その計画に基づきパートタイム者に対して改善計画を実施する中小事業主に対して支給されます。
【受給のポイント】
次の要件を満たし、都道府県労働局長の指定を受けること
(1) 労災保険および雇用保険に加入していること
(2) パートタイム者の雇用管理の改善等への意欲を持っていること
(3) 労働者数はおおむね10人以上(うち、パートタイム者が5人以上)であること
(4) 改善計画で、助成金支給項目のうち3つ以上の制度を新たに設けること
(5) 措置を労働協約または就業規則に規定し、当該措置の実施に係る経費を負担すること
【受給できる金額】
(1) 改善計画作成経費
中規模事業主 (30人以上) 15万円
小規模事業主 (29人以下) 20万円

Table with 3 columns: 助成金支給項目, 中規模, 小規模. Rows for 雇入時健康診断, 定期健康診断, 人間ドック, 生活習慣病予防検診, 講習の実施, 保険・共済, 通勤に関する便宜供与, キャリアアップ制度整備.

商工会議所会議室使用料のご案内

問合せ 習志野商工会議所経営室 ☎(452) 6700

Table with 6 columns: 区分, 大会議室, 中会議室, 小会議室, 特別会議室, ITルーム. Rows for 会員, 一般, 備品使用料 (消耗品実費).

支援室コーナー

No.36

相談無料(秘密厳守)
中小企業支援室まで
☎(452)6700

平成15年度税制改正 IT投資促進税制のご紹介

～一定のIT関連設備やソフトウェアを導入した場合の税制特別措置～

◇適用を受けることができる方
青色申告を行う法人または個人事業者

◇対象となる資産および設備
電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置、ソフトウェア

◇税制特例の概要

対象設備の取得価額に対する税額控除10%または特別償却50%を選択適用(国内にある事業の用に供する場合に限る)

【税額控除制度】

当期に支払うべき税額から一定割合を控除する制度
(取得の場合) 取得価額×10%
(リースの場合) リース費用総額×60%×10%

【特別償却制度】

対象となる設備等について、事業の用に供した最初の事業年度において、その資産の取得価額の一定割合を普通償却に加算して償却できる制度
◇税制の適用を受けるための留意点
(1)取得価額
本制度の適用を受けるためには、当該事業年度において、対象設備等の取得価額の合計額が下記の金額以上となる必要があります。
●対象事業者
①ソフトウェア
●ソフトウェア
資本金3億円以下70万円以上、資本金3億円超60万円以上
●ソフトウェア
140万円以上、600万円以上
※ソフトウェア、ハードウェアは、それぞれ別に算定。

◇対象事業者

●ソフトウェア
資本金3億円以下70万円以上、資本金3億円超60万円以上
●ソフトウェア
140万円以上、600万円以上
※ソフトウェア、ハードウェアは、それぞれ別に算定。

(2)リース税額控除について

◇対象事業者
ソフトウェア、ソフトウェア以外、資本金3億円以下100万円以上200万円以上
※ソフトウェア、ハードウェアごとに、その事業年度において、新たに契約したリース費用の総額の合計額で判断。
対象リース資産・リース契約期間が4年以上かつリース資産の耐用年数以下
(3)適用期間
平成15年1月1日から平成18年3月31日までの取得等(3年間)
(平成15年4月1日以降に終了する事業年度について適用)

(4)注意事項

・中古品は対象外
・税額控除額は、法人については法人税額の20%、個人については事業所得に係る税額の20%を上限とする。ただし、超過分については1年に限り繰り越すことが可能(繰越制度)
・ソフト・ハードともに、費用で処理するもの、一括償却資産として3年平均償却を行うものは適用外。
・本制度の適用を受ける機器等については、他の特別償却制度等の適用を受けることができない。

(5)手続き

・確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で税務署に申告します。
・取得等をした設備等について、その性能、取・得価額等を立証できる資料の保存が必要。
◇具体例
資本金1000万円のA社の場合
パソコン等 取得300万円
ソフト 取得60万円
リース250万円
(5年リース、50万円/年)
【税額控除を利用した場合】
・ハードウェア取得(300万円) 140万円
税額控除額: 300万円×10% = 30万円
・ソフトウェア取得(60万円) 70万円
適用外
・ソフトウェアリース(250万円) 100万円
税額控除額: 250万円×60%×10% = 15万円
☆30万円 + 15万円 = 45万円
45万円の税額控除が可能となります。
詳しくは税務署 ☎0575-2233 まで

新習志野駅前商店会設立

JR新習志野駅地区に新しく新習志野駅前商店会が設立(会員34名・会長(株)ミスターマックス新習志野店 店長 榎本郁夫氏)され、平成15年12月11日午後2時よりミスターマックス新習志野店において来賓の出席を得て盛大に設立総会が開催されました。

この地区は、最近急速に商業集積がなされており、習志野市の商業の核として発展が期待される地域です。

同商店会ではコーポレート・シチズン(企業市民)として習志野市に市民権を得ると共に、地元ファンを定着させ、生活者に思いやりを感じていただき、地元密着を図るべく、イベント等の事業を展開していく予定です。

今後の商店会の繁栄をご期待いたします。

「千葉県内企業就職ガイドブック2005ホームページ」 参加企業募集

インターネットを活用して、平成17年3月の新規学卒者を募集しませんか!

配信期間

平成16年4月中旬(予定)
～平成16年10月末

広告料 = 20,000円(消費税込み)

締切り = 2月25日(水)

申込み = 電話、FAXにてお申し込みください。

問合せ

習志野商工会議所
中小企業支援室 山野井

第10回 女性会 チャリティーダンスパーティーを開催

1月25日(日)、当商工会議所開館において、女性会のチャリティーダンスパーティーを開催しました。当日は、近隣地域のダンスサークルを中心に100名以上の社交ダンス愛好家が集まり大変盛況のま幕を閉じました。
女性会では毎年チャリテ



▲会場は大盛況でした



▲昨年10月に寄贈したオストメイト専用トイレ

ィー事業で得た収益金を積立、市内福祉に寄付をするなどをして貢献しています。
本年度はオストメイト専用トイレ(人工肛門・膀胱者用カウンター洗浄台)を寄贈しており、今後もこういった福祉事業を行う予定です。

青年部だより

2月1日(日)に八千代市民会館で千葉県商工会議所青年部連合会第3区(習志野、船橋、佐倉、八千代)の広域連携事業を行いました。
当日は石井重行氏(株)オーエックスエンジニアリング代表取締役会長)による「私が考えたモノづくりとサービス」の講演の後、3区青年部のメンバーで今後助成金が減少する

る中での経済活性化に対する広域連携事業の方向性や部員の拡大に対する他単会の考えなどを語り合うグループディスカッションが行われました。
当青年部では今後も他単会との交流から事業の活性化を図ってまいります。



「鳥インフルエンザ関連特別相談窓口」を設置

当所では、高病原性鳥インフルエンザ発生による家きん肉等の輸入停止処置により、売上減少や事業活動に影響を受けている会員事業所等に対し、早期に経営の安定を図るために「高病原性鳥インフルエンザ関連相談窓口」を2月10日より開設いたします。
窓口では、融資相談、中小企業診断士等の専門家派遣により相談事業者を支援いたします。お早目のご相談下さい。

お問合せ 習志野商工会議所 中小企業支援室 ☎(452)6700

19世紀半ばから2000年まで、日本、米国、中国の3カ国を、人口の伸び率が高い順に並べると、人口が11.9倍に達している米国、4.2倍の日本、3.1倍の中国という順番になる。統計の制約から日本は



中小企業・時代を読み解くキーワード (新シリーズ)

1950年代、毛沢東は「人口は多ければ多いほど中国の武器になる」との「人口資本説」を唱え、人口の増加を促した。その結果、1人の女性が一生のうち何人の子を持つかを表す合計特殊出生率は、50年代5.87、60年代5.68に達し、人口は60年代には年率2.37%という

驚異的な伸びを示した。しかし、そのまま伸び続ければ食料問題に直面するとの危うから、中国は79年、いわゆる「一人っ子政策」を打ち出し、その人口政策を180度転換した。それ以降、合計特殊出生率は急速に低下し、中国の将来の人口の年齢別構成が鮮明な逆ピラミッド型になることを不可避のものとした。生産や消費の中核となる15〜64歳の人口(生産年齢人口)は、60年代から80年代まで年率2%台で伸びていたのが、



90年代に1.2%まで伸びが鈍化し、2020年代にはマイナス0.1%と減少に転じるとみられている。経済の動きがすべて人口動向によってもたらされるとはいえないが、生産年齢人口が90年代後半から減少に転じている日本の悩みを見れば、密接な関係があることは明らかだ。

中国が21世紀前半に経済規模で、日本はおるか米国をも抜き去るという見方があるが、米国の生産年齢人口の伸び率は、現在、中国とほぼ同じで、2010年代以降は完全に中国を上回る見通しだ。資本の蓄積度、人口の動きから推して、日本はさておき、中国が近い将来、米国を経済規模で追い越すことはないと考えられる。

みずほ総合研究所 執行役員 公文 敬

人口と経済成長 — 中国が米国を追い越すことはない —

『あじさい共済』加入事業所 特別企画
南房総日帰りツアー
 他 プレゼント

あじさい共済ご加入事業所の皆様を対象に日帰りツアーを始め下記賞品を80事業所100名の方々にプレゼントいたします。ご夫妻で、ご家族で、職場のお仲間、ご応募下さい。

- ★プレゼント商品
 ①バスで行く南房総日帰りツアー (20組 40名)
 日時 2004年3月14日(日) 8:00 am 集合～5:30 pm 解散
 ②活きはじめ急速冷凍車えび (15名)
 ③ふぐちり鍋セット (15名)
 ④鹿児島さつま揚げセット (30名)
 ★対象=あじさい共済加入事業所
 ★申込方法=返信用はがきに
 欲しい賞品の番号・郵便番号・住所・事業所名・代表者名・電話番号を記入の上、投函して下さい。(当所発送の返信用はがきのみ有効) 1事業所1通まで。
 ★締切=平成16年2月20日(金)必着
 ★発表=当選事業所の皆様には、通知をするとともに、商工習志野3月号(3/10)紙面上に掲載いたします。(応募多数の場合は厳正なる抽選の上、決定させていただきます)

■保障の範囲と月額掛金 (この制度のすべての給付金は、他の傷害保険、各種社会保険の給付等に関係なくお支払いいたします。)

保障の範囲	月額掛金					
	Aコース 1,700円	Bコース 2,550円	Cコース 3,400円	Dコース 4,250円	特別コース 850円	
災害死亡・高度障害保険金 (病気死亡・高度障害保険金を含む)	400万円	600万円	800万円	1,000万円	200万円	
病気死亡・高度障害保険金	200万円	300万円	400万円	500万円	100万円	
不慮の事故による 職場内外の事故、 交通事故、風水害、 火災の機能的な 外來の事故	障害給付金	140万円 ～20万円	210万円 ～30万円	280万円 ～40万円	350万円 ～50万円	70万円 ～10万円
	入院給付金 (5日以上120日限度)	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円	1日につき 7,500円	1日につき 1,500円
習志野商工会議所独自の制度	病気による入院見舞金 (10日以上1年1回)	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	5,000円
	事故による通院見舞金 (10日以上1年1回)	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	5,000円
	結婚祝金 (加入後1年以上)	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	10,000円
	出産祝金 (加入後1年以上・配偶者含む)	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	10,000円

問合せ
 当所経営室及びアクサ生命保険(株) (習志野商工会議所内)
 ☎(452)6700 まで
 ホームページ <http://www.axa.co.jp>

インフォメーション

所得税決算と確定申告指導会
 2月16日(月)から無料相談会
 習志野商工会議所・中小企業支援室では、下記の通り「決算・確定申告指導会」を開催します。
 税理士の先生によるきめ細かな指導を受けられます。また、消費税の改正に伴う、消費税申告相談も同時に行いますので、ご都合のよろしい日時にお越し下さい。
 なお、収入金額、仕入れ金額及び必要経費の計算は、各自で済ませてからご持参下さるようお願いいたします。
 日時 2月16日(月)、23日(月)、24日(火)、25日(水)、26日(木)、27日(金)
 3月4日(木)、5日(金)、11日(木)、12日(金)
 場所 習志野商工会議所
 習志野商工会議所 中小企業支援室
 ☎452-6700

実践！中・上級起業セミナー
 女性に対し、働き方の選択肢の一つである起業について、女性起業家の具体例を聞きながら思いを形にします。
 日時 2/18(水)・25(水) 3/3(水)
 13:00～19:00
 (3/3(水)のみ10:00～18:00)
 コーディネーター 田村 真理子
 日本ベンチャー学会事務局長 (ゲストスピーカー有り)
 対象 “絶対に起業したい”とお考えの女性
 費用 6,300円 (資料代、税込み)
 予約後、指定の口座にお振込みください。恐れ入りますが振り込み手数料はご負担ください。
 定員 30名
 振込先 郵便口座 00120-9-147386
 加入者名 女性と仕事の未来館
 女性と仕事の未来館 能力発揮事業担当
 ☎03-5444-4151

会議・事業予定
 2月/3月上旬

19日(木)	17日(火)	18日(水)	17日(火)	16日(水)	15日(日)	14日(土)	13日(金)	12日(木)	11日(水)	10日(火)	9日(月)
建設業部役員会 (11時) 会議所会館	合同ビジネス交流会 (18時) 会議所会館	おさい (18時) 会議所会館	女性会移動例会 (ホテルローズマリー) (10時) 会議所会館	決算・申告指導会 (10時) 会議所会館	興会合同視察 (沖縄県) (17日) 工業・貿易振 (10時) 会議所会館	第5回女性向け創業塾 (10時) 会議所会館	人材高度化研究会 (10時) 会議所会館	サービス業部役員会 (14時) 会議所会館	青年部定例会 (19時) 会議所会館	商業部役員会 (14時) 会議所会館	第106回簿記検定試験 (3級・9時、2級・13時、サンロード6階) 京成電鉄労働組合会館
26日(木)	26日(木)	25日(水)	24日(火)	24日(火)	23日(月)	22日(日)	20日(金)	19日(木)	18日(水)	17日(火)	16日(月)
決算・申告指導会 (18時) 会議所会館	青年部セミナー (10時) 会議所会館	決算・申告指導会 (11時) 会議所会館	財形事務代行制度普及推進会議 (11時) 会議所会館	決算・申告指導会 (10時) 会議所会館	決算・申告指導会 (10時) 会議所会館	京成電鉄労働組合会館	第106回簿記検定試験 (3級・9時、2級・13時、サンロード6階)	青年部定例会 (19時) 会議所会館	青年部定例会 (19時) 会議所会館	商業部役員会 (14時) 会議所会館	第106回簿記検定試験 (3級・9時、2級・13時、サンロード6階)
9日(火)	8日(月)	5日(金)	4日(木)	3日(水)	3日(水)	27日(金)	26日(木)	26日(木)	25日(水)	24日(火)	23日(月)
経済講演会 (17時半) 会議所会館	女性会定例会 (10時) 会議所会館	決算・申告指導会 (10時) 会議所会館	決算・申告指導会 (10時) 会議所会館	街づくり戦略委員会 (18時) 会議所会館	情報戦略委員会 (11時) 会議所会館	第71回常務委員会 (11時) 会議所会館	決算・申告指導会 (10時) 会議所会館	青年部定例会 (19時) 会議所会館	青年部定例会 (19時) 会議所会館	商業部役員会 (14時) 会議所会館	第71回常務委員会 (11時) 会議所会館

3月

会員紹介 No.180

あの店 この工場

婦人服工房 サンプク



津田沼5-3-8
☎452-2751
営業時間：10時～18時30分
定休日：日曜日・火曜日

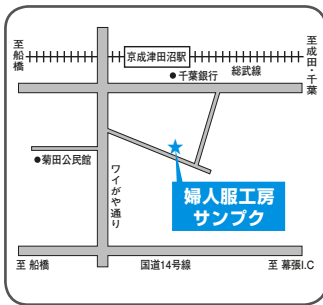
【概要】ファッション界の第一人者奥田幸先生の下で修行し、百貨店で受注した著名人の洋服をも数多く手掛ける経験を経た後に昭和61年開業。

オーダーメイド婦人服・ファッションリフォームの受注縫製及び婦人服地・洋品雑貨の販売など。

【特色】目先の流行に左右されない「正統派商品」の提供がモットー。オーダーメイドの服には5つの楽しみがあります。1つ目は豊富な生地の中から好きな色・柄を選ぶ楽しさ。2つ目はデザインにあれこれと夢を膨らませる楽しさ、3つ目は仮縫いの楽しさ、4つ目は出来上がり待つ楽しさ。5つ目は充たされる至福の楽しさ。

サイズがピッタリ合った着やすさと仕立の良さが口コミで広がり質の良いオンリーワン「私だけの一着」を作ろうと様々なお客様がサンプクを利用しています。一度足を運んでみてはいかがでしょうか。

なお、サンプクでは関連会社の横浜サンプク、フレンチエのイタリアサンプクが企画製造販売しているイタリア製オリジナル商品パッケージをお得意様限定で年2回開催しています。



◎当所会員企業を紹介しています

掲載を希望する会員の方は、当所中小企業支援室原田

☎

(452)

6700までご連絡ください。

(有) 高山写真館



津田沼1-2-11
☎472-3200
営業時間：9時～19時
定休日：火曜日

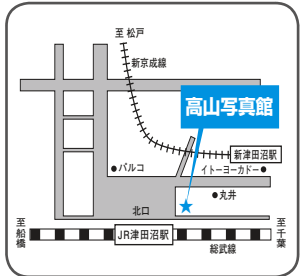
【概要】15歳の頃から写真の仕事に携わり、その関係でこの店に行き来をするうちに先代に気に入られてお店を引き継いでから17年。現在では各出張写真・館内撮影・デジタルプリントDPE・カメラ修理から写真に対するご相談など写真に関することならば何でも行う写真業のエキスパート。

【特色】新しい機械を導入し、これまでメーカーに出していたものを処理することが可能になり、時間の短縮・発想の広がりが可能になった同社。

どこで撮っても、買っても同じではないことをお客様に実感してもらいたいと日々技術の向上を考え、常にその時の最高の写真を提供しお客様の思い出作りのお手伝いを行っています。

技術もさることながら、人と人とのつながりを大切に、明るいお店作りをモットーにして、地域の皆さんとのコミュニケーション大切にするお店です。

3月には卒業式シーズンを控え、同社ではシーズン中の開店を早朝のAM6～7時に設定し(要予約)、卒業写真の撮影を受け付けることとします。



お買い物の際に本誌をご持参された方にフィルムを1本プレゼント(100本限定)

(有) 肉の丸越



津田沼4-1-20
☎452-8659
営業時間：9時～19時
定休日：日曜日、祭日

【概要】津田沼商店街の中ほどにある肉屋さん。25年ほど前にこの場所に開業し現在に至っています。精肉、惣菜の販売をメインに行っており、中でもお惣菜の味にはご主人も自信を持っています。

主婦の方々が多く利用し、夕食のおかずを買っていかれる方が多いようですが、これからは若い方にもぜひ味わっていただきたいといっています。

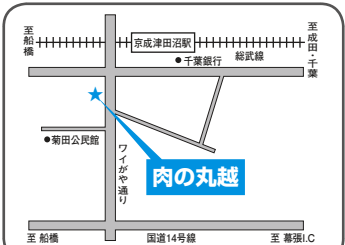
【特色】一番人気の商品はコロケで、その味は長年培ってきた技術で最高の味を引き出し、外がカラッと中は非常にジューシーで、時間がたってもおいしくいただけます。

お惣菜はお電話にてご予約をいただければ、ご指定の時間に揚げたてをご用意していただけるそうです

また精肉は新鮮さも自慢。100%国産肉であるだけでなく正しい商品管理のもと「安全・安心」な商品をお届けしています。

一人暮らしをする学生さんにもホッとする味と品揃え。ぜひ一度ご賞味ください。

お買い物をされた方で本誌をご持参の方は唐揚げ(5つ入り)をお付けいたします。



誌上セミナー⑨ 労働基準法理解の為にV

就業規則、社会保険労務士 島田 隆司

事業主の皆さん、「就業禁止義務」という言葉をご存じですか。どんな企業にも、競業他社に知られたくない経営上の企業秘密があります。それは自社の大切な顧客名簿であったり、取引先企業の名簿であったり、技術上の極秘ノウハウであったりします。従業員は各々の地位や職種により、それらの企業秘密を知りうる立場にあります。そうした企業秘密を利用して、在社中はもとより、退職後も一定期間は競業行為を行ってはならない、とする特約を定めたものが「競業禁止義務」です。終身雇用制や年功序列制度の崩壊を背景とした解雇、転職等の増大により、この競業禁止義務違反事件が急増しています。元いた従業員による退職後の競業行為は、自社に多大な損害を与えるだけに、事業主としては退職金も払いたくない気持ちになります。実はそうした競業禁止義務の特約は、就業規則等の規定類に明記しておかないと、法的効力が発生しないのが原則です。企業秘密の防衛上からも、就業規則の見直しが必要になっていきます。

なやみごと・相談受付、お気軽にご相談下さい 顧問弁護士 渡辺 惇先生 ☎(472)0911